

日の里4丁目自治町内会規約

第1条【名称】

この会は、日の里4丁目自治町内会(以下「町内会」と云う)です。

第2条【組織】

- 1 町内会は日の里4丁目に居住するみなさんの会です。
- 2 町内会の運営を円滑にするため、複数の世帯で構成する隣組を設けます。
この複数の集まりを「ブロック」と呼び、町内を3ブロックに分けます。
- 3 会員は、本規約に定めるところにより、等しく権利を保有し、義務を負担します。

第3条【目的】

町内会は、町内会独自の活動と合わせ、日の里地区コミュニティ運営協議会(以下「コミュニティ運営協議会」と云う)と連携した活動をして、会員相互の融和を図り、明るい生活環境づくりに努め健康で文化的な住みよい町にすることを目的とします。

第4条【事業】

町内会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 生活環境の整備・保全のための事業
- (2) 会員の福祉、教養などの向上に資するための事業
- (3) 公民館活動、自主防災活動、町内福祉会活動及び青少年育成活動への支援と協力
- (4) 4丁目自治公民館(大ホール及び小ホール)(以下「ながうら」と云う)の管理運営
- (5) コミュニティ運営協議会と連携した事業活動の推進
- (6) その他、本会の目的を達成するため必要と認めた事業

第5条【役員】

町内会の役員は次の通りです。

- | | |
|---|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長(隣組組長兼務) | 2名 |
| (3) 会計(隣組組長兼務) | 1名 |
| (4) 教育文化、生活環境、広報、健康福祉の各部長(隣組組長兼務) | 4名 |
| (5) ながうら管理長、管理員(隣組組長兼務) | 2名 |
| (6) ブロック長(隣組組長兼務) | 1名 |
| (7) 隣組組長 | 15名 |
| (8) 民生委員・児童委員、主任福祉員、子ども会会長、青少年育成会会員
自主防災会専門部会部会長、ながうら防火管理者 | 6名 |
| (9) 会計監査 | 2名 |

第6条【役員の職務】

役員は、次の職務を分掌します。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括します。また、コミュニティ運営協議会役員、自主防災会会長、および町内福社会会長を兼務します。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行します。
- (3) 会計は会計事務を担当します。
- (4) 広報部部長は、町内会の事務を主管し、行事案内文書や会議記録の作成を担当します。
ながうら管理長は、別に定める「自治公民館並びに憩いの家管理運営規則」によって、ながうらの管理運営を担当します。
- (5) 部長及びブロック長は、それぞれの業務を担当します。
- (6) 隣組組長は、隣組を代表し、組内の事情に精通し連絡調整、広報配布等の業務を担当します。
- (7) 専門委員は、第5条の第8号に規定する役員で、会長から委託された業務を担当します。
- (8) 会計監査は、会計事務を監査し、結果を役員会及び総会に報告します。

第7条【役員の選出】

役員は、次の各号により選出します。

- (1) 会長は、当該年度隣組組長が選考委員会となり当該年度隣組長の中から推薦し、定期総会において承認を得るものとします。なお、隣組組長の中で推薦が困難な場合は、町内会会員の中から推薦することができます。
- (2) 副会長、会計、ながうら管理長、各部部長及びブロック長は、隣組組長の互選とします。専門委員のうち、日の里4丁目自治町内会規約細則第4条に定めるものについては、町内会会長が選任します。
- (3) 隣組組長はそれぞれの隣組で選出します。なお、次年度の隣組組長選出は、定期総会開催後、最初の役員会開催前までに選出し、役員会に提出することとします。
- (4) 会計監査は、町内会会長及び会計経験者の中から当該年度会長が推薦し総会の承認を得るものとします。
- (5) 会長が年度途中、欠けた場合、副会長が役員会の承認を得て会長職を引き継ぎます。

第8条【役員の任期】

- 1 役員の任期は、4月1日から翌年の3月31日です。ただし、会長、専門委員及び会計監査は再任することができます。なお、専門委員の任期は別に定めるものを除き1年とします。
- 2 役員が任期途中で交代した場合は、後任者はその役の残任期間を引き継ぐものとします。

第9条【運営】

本会の運営を図るため、次の会議を開催します。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 隣組集会

第 10 条【総会】

- 1 総会は、役員および次期役員で構成し、会長がこれを招集します。
- 2 定期総会は、原則として毎年 4 月に開きます。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の 3 分の 1 以上の要請があったとき開きます。
- 4 総会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席で成立します。
出席は委任状をもってかえることができます。
- 5 総会での決議は、会長、出席者の過半数の賛成で可決し、可否同数の場合は議長がこれを決定します。
- 6 総会は、次の議案について審議します。
 - (1) 役員の承認
 - (2) 事業計画
 - (3) 規約及び規則の改廃
 - (4) 予算及び決算の承認
 - (5) その他、総会において必要と認めた事案
- 7 総会の議長は、次期隣組組長の中から選出します。
- 8 4 丁目町内会会員は、自由に総会に出席できます。議長の許可を得て発言できますが、議決権はありません。

第 11 条【役員会】

- 1 役員会は、第 5 条の役員(会計監査及びながうら防火管理者を除く)で構成し、次の事項について処理します。
 - (1) 総会に提出する議案の作成に関すること
 - (2) 総会で議決された事項の執行に関すること
 - (3) その他、役員会で必要と認めた事項
- 2 役員会の議決方法は総会に準じます。
- 3 役員会は、毎月 1 回必ず開きます。また、3 分の 1 以上の隣組組長の要請があったとき及び会長が必要と認めたとき。

第 12 条【隣組集会】

- 1 隣組集会は、その隣組すべての組員で構成し、隣組固有問題を処理するとともに、役員会の情報などについて協議します。
- 2 隣組集会は、隣組組長が必要と認めたとき、または隣組構成員(1 世帯 1 名で構成)の 3 分の 1 以上の要請があったとき、隣組組長が招集します。
- 3 隣組集会は、アンケート形式の書類等によって集会に代えることができます。

第 13 条【部会】

- 1 町内会では隣組組長は次の 4 部会のいずれかに属します。
 - (1) 生活環境部会 防犯灯管理等生活・衛生環境の保全や改善・一斉清掃など
 - (2) 健康福祉部会 体育関連の事業、敬老会などの福祉活動・健康づくり活動など
 - (3) 教育文化部会 日の里まつり等文化活動関連の事業、青少年育成活動など

- (4) 広報部会 広報・文書作成事業、役員会・総会議事録作成と保管
- 2 各部会長は、必要に応じ部会を招集し、会議の議長を務めます。

第 13 条の 2【企画運営委員会】

- 1 企画運営委員会は、町内の親睦融和と活性化のために、必要に応じて設置することが出来ます。
- 2 企画運営委員会は、必要に応じ会長の要請で隣組組長を中心に、専門委員や町内会会員で構成することが出来ます。
- 3 事業は、役員会が必要と認める行事に限り当該事業の終了を以って、当委員会は解散します。

第 14 条【運営費】

町内会の運営費は、会費、寄付金、コミュニティ運営協議会の委託金及びその他収入金を充てます。

第 15 条【会費】

- 1 会員は、別に定める細則により会費を町内会に納付します。
- 2 会費の納入は、転入の翌月から転出の前月までとします。
- 3 会費は、隣組組長が徴収し、原則として 2 ケ月分ごとに町内会の会計に納めます。

第 16 条【会計】

- 1 本会の会計は、「一般会計」と「特別会計」に分けます。
- 2 一般会計は、通常の町内会運営に関するものとします。
- 3 特別会計は、「ながうら整備特別会計」及び「防犯灯整備特別会計」とし、「ながうら整備特別会計」は、ながうらの施設及び付属設備等の改築や補修に関するものとし、「防犯灯整備特別会計」は防犯灯の維持補修に関するものとします。

第 17 条【役員手当】

役員には、別に定める細則により手当を支給します。

第 18 条【会計監査】

会計監査は、当該年度の決算について監査をします。なお、会計監査は、年度中間の 9 月末現在の予算に対する収支の状況を確認します。

第 19 条【会計年度】

本会の会計年度は、4 月 1 から翌年の 3 月 31 日です。

第20条【自治公民館(大ホール及び小ホール)の管理運営】4丁目「ながうら」の管理運営に関しては別に定めます。

<附則>

第1条

この規約は、昭和56年度から実施され、18回の改定が行われました。

第2条

規約第15条第1項の会費、規約第17条の役員手当及び会員の弔意については、別にこれを定めます。

第3条

規約第16条第2項中の「みこし改修積立金」を削除(H22年4月)

第3条の2

本則第15条第3項に規定する会費の徴収は、原則2ヶ月ごとの徴収となっていますが、特別会計の会費徴収について、特別措置として、平成15年10月分から平成28年3月分までの会費を、一括、または、3回に分割して納めることができます。

なお、この場合の会費の納期は、一括納入には、平成15年10月1日から平成15年12月10日まで、分割納入については、第1回が平成15年10月から平成15年12月10日まで、第2回が平成16年10月1日から平成16年12月10日まで、第3回が平成17年10月1日から平成17年12月10日までとします。

第3条の3

附則3条の2の規定により、特別会計の会費を平成15年10月分から平成28年3月分まで、一括または、3回分割で納入した町内会会員が、何らかの理由で町内会を転出、あるいは死亡で、後継者となるべき家族等がその土地に居住しない場合にあって、本人または家族等から、経過していない「前納」期間の返還請求があった場合は、前納となる期間の額を返還します。

この附則は、平成20年7月16日の総会可決の日から施行し、平成20年4月1日から適用します。

第4条

規約第5条 町内会の役員について

(7) 隣組長 15名 (8) ながうら会会長を削除(R6年4月)

細則第3条役員手当及び業務手当

(11) 専門委員 ながうら会会長を削除(R6年4月)

(規約の一部改正)

第4条 この規約の一部改正は、平成23年4月17日の総会の日から施行し、平成23年4月1日から適用します。

第4条 この規約の一部改正は、平成24年4月15日の総会の日から施行し、平成24年4月1日から適用します。

附則 この規約は、平成29年4月1日から施行します。」

第16条 この規約の一部改正は、令和元年4月14日の総会の日から施行し、令和元年4月1日から適用します。

この規約は、令和6年4月1日から施行します。」

日の里4丁目自治町内会規約細則

第1条

1. 規約第15条第1項に定める会費の額は、次のとおりとします。
 - (1) 一般会計500円/世帯
 - (2) 特別会計200円/世帯一戸のうち世帯主が複数で同居の場合は、原則として一戸当たりで徴収します。
ただし、申し出があれば所帯ごとに徴収します。
2. 特別会計の名目は、「自治公民館並びに憩いの家」改築・改善費用積立費とし、
当分の間これを積み立てる。
3. 宗像病院職員寮寮生の会費については、次のように取り扱います。
 - (1) 会費の納入は、病院からの年度一括支払とします。
 - (2) 納入方法は、会計への振込みとし、その納期は年度初頭とします。

第2条

規約第16条第2項中の「みこし改修積立金」を削除（H22年4月）

- (1) 積立金は預金し、「4丁目財産」としてこれを管理します。

第3条

規約第17条に定める役員手当及び業務手当(年額)は、次のとおりとします。

- | | | |
|-------------------|----------|---------------|
| (1) 会長 | 100,000円 | |
| (2) ※副会長 | 30,000円 | |
| (3) ※会計 | 30,000円 | |
| (4) ※広報部部长 | 30,000円 | ・※印は隣組組長手当 |
| (5) ※ながうら管理長 | 30,000円 | 12,000円を含みます。 |
| (6) ※部長(広報部長を除く) | 16,000円 | |
| (7) ※ブロック長 | 16,000円 | |
| (8) ※ながうら管理員 | 16,000円 | |
| (9) 隣組組長 | 12,000円 | |
| (10) 会計監査(9月末・決算) | 4,000円 | |
| (11) 専門委員 | | |

「民生委員・児童委員、主任福祉委員、自主防災専門部会長」

各20,000円

「子ども会会長、青少年育成会委員、ながうら防火管理者」

各10,000円

ただし、「ながうら防火管理者」を他の役員が兼務する場合は、高額な方の手当を支給し、重複して支給しない。

2. 生活環境部員(3名)は、別途分別収集(月1回)の業務手当として、助成金の範囲内で予算に定めた額を別途支給します。
- なお、年度途中に異動があった場合は月額計算とします。

第4条

規約第4条の事業を推進するため、町内会会長は次の各号に定める委員等を必要に応じ町内会会員の中から推薦します。

- (1) 自治公民館館長(副会長1名が兼務)
- (2) 日の里地区コミュニティ運営協議会運営委員4丁目代表(副会長1名が兼務)
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 青少年育成会委員
- (5) 防犯委員
- (6) 青少年指導委員
- (7) 交通評議員
- (8) 福祉員
- (9) ヘルス推進員

第5条

規約第2条第2項におけるブロックの構成は次のとおりとします。

- (1) 1ブロック: 1. 2. 3. 14各組
- (2) 2ブロック: 4. 5. 6. 7. 8. 9各組
- (3) 3ブロック: 10. 11. 12. 13. 15. 16各組

第6条

会員の葬祭にあたっては、本会として次の額の香料を供えます。(香典返し等はしません。)

- (1) 世帯主及び配偶者の場合 10,000円
- (2) 上記以外の同居家族の場合 5,000円

〈附則〉

この細則は総会可決の日から施行し、平成24年4月1日から適用します。

この細則は総会可決の日から施行し、令和4年4月1日から適用します。

この細則は総会可決の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

日の里4丁目自治公民館(大ホール及び小ホール)管理運営規則

第1条【目的】

日の里4丁目自治町内会規約第20条により、4丁目自治公民館(大ホール及び小ホール)(以下「ながうら」という)の管理運営について規定します。

第2条【管理】

- 1 ながうら管理権限者は、4丁目自治町内会長(以下「会長」という)とします。
- 2 会長は、ながうらの建物・設備等の管理を、ながうら管理長に委任します。

第3条【運営】

ながうらの運営は、ながうら管理長及び管理員が当り町内会役員が協力するものとします。

第4条【会計】

- 1 ながうらにおける通常の経費は、町内会の一般会計で賄い、建屋・設備等の更新や改築等は特別会計で賄います。その出納は町内会の会計がこれに当たります。
- 2 ながうらの使用料収入は、町内会の一般会計に入れます。

第5条【使用】

- 1 ながうらの使用に当たっては、予め、ながうら管理長の許可を受けるものとします。
- 2 ながうら使用申請の受付は、使用の1ヶ月以前まで仮受付とし、重複しないときは仮受付の通りとします。

なお、使用の1ヶ月以前に仮受付が重複するときは、町内会事業(自主防災会を含む)を優先し、次に町内会の助成金団体(福祉会、ながうら会、子ども会)を優先することとします。

第6条【使用料】

- 1 ながうらの使用料を次のように定め、ながうら管理長に納めるものとします。

〈使用時間帯及び基本料金〉

時間帯 区分	(A) 9時～13時	(B) 13時～17時	(C) 17時～21時
大ホール	600円	600円	600円
小ホール	300円	300円	300円
冷暖房使用料 (大ホール)	500円	500円	500円

冷暖房使用料 (小ホール)	コインタイマー使用60分100円		
ガス使用量	200円	200円	200円
電気ポット使用料	100円	100円	100円

(1) (A)、(B)、(C)それぞれ4時間以内を1単位とし、双方にまたがる場合は、2単位分の料金となります。

(2) 営利を伴う場合の使用料は、上記基本料金に500円を加算します。

営利を伴う場合とは、商店による商品の展示会、学習塾など教育的、社会的なものも含みます。

(3) 調理でガスを使用する場合は、ながうら管理長の許可を得て使用料を収めるものとします。

(4) 電気ポットの使用が多くなりました。(持込でも使用料負担となります)

2 前項の使用料(冷暖房及びガス使用料を除く)は、次の場合に限り免除することが出来ます。

(1) 4丁目町内会総会、役員会、自主防災会、子ども会、福祉会、ながうら会が使用する場合。ただし、会食等で使用する場合は免除の対象になりません。

※ 隣組が組長選出する時の使用料は免除の対象としますが、懇談会や食事会等の使用は免除の対象になりません。

第7条【使用上の注意】

- 1 使用者は、ながうら管理長の指示に従い、施設、備品、用具等を損傷しないように取り扱いに注意をし、使用後は後片付け及び清掃を必ずしてください。
- 2 備品の個人貸し出しは原則認められないが、平机の貸出については会長の許可を得て貸出が出来ます。
- 3 火気については、特に留意してください。

第8条【弁償】

使用者等が施設、備品等を損傷あるいは滅失したときは、直ちにその旨をながうら管理長に届け出て、速やかにその損害を弁償してください。

第9条【規約の改廃】

本規約の改廃は、4丁目総会により行います。

＜附則＞

		平成22年4月	一部改正
		平成29年4月1日	一部改正
昭和56年4月18日	実施	令和2年4月12日	一部改正
平成16年4月	改正	令和6年4月1日	一部改正